

令和4年6月15日(水)

開会（9：55）

○坂上清一委員長

開会宣言。出席委員が定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された案件は、条例の制定1件、条例の一部を改正する条例1件の計2件である。

議案の審査に入る前に、副市長よりあいさつをお願いしたい。

○高橋副市長

おはようございます。曇り空となっていて昨日气象台から新潟県も梅雨入りした模様と報道があった。昨年から着手した中条小学校の改築事業だが現在ほぼほぼ基本設計が終了したところである。当初の予定から変わったのは、なかよしクラブを小学校の校舎に組込むということ。前の計画だと別棟であったがそれを組込むことで課題が解決した。そんな中でまだこれから検討になるがあそこは大型車両が入りづらいところである。国道7号線から直接入れるような形が良いのか今検討しているところ。また、胎内小学校にもあるが再生可能エネルギーの施設、太陽光発電になるのかこれからの課題として考えていかなければというところである。令和5年からいよいよ工事が始まるが仮設校舎の建設。それから既存校舎の取壊し、そして令和7年8月の夏休みに引っ越しというスケジュールになっている。まだまだいろんなことを解決していきながら最も地域の中で誇れるような校舎を作っていきたいと考えている。どうぞよろしく申し上げます。本日の案件は2件だが審査をお願いしたい。

議第40号 胎内市議会議員及び胎内市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

○田部総務課長説明

この条例の改正については、「公職選挙法施行令」の一部改正に伴い、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラやポスターの作成の公費負担に係る限度額が引き上げられたため、これに準じて、胎内市議会議員及び胎内市長の選挙におけるこれらの公費負担の限度額を同様に引上げを行うものである。政令の引上げ内容としては、3年に一度、参議院議員通常選挙の年にその基準額の見直しを行うこととされており、令和元年10月の消費税率の引上げ等を踏まえて、経費に係る限度額の引上げが行われていることから、本条例においても同様に引上げを行うもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 42 号 胎内市人権尊重基本条例

○田部総務課長説明

市民が差別を受けることなく、お互いの人権を尊重し多様性を認め合うことを基本理念とし、不当な差別的行為の禁止を明記した上で、市の責務のほか、市民及び事業者の役割を規定し、人権教育や啓発、全ての市民に関わる様々な人権の施策の推進及び、その推進体制等を盛り込んだ内容とするもの。なお、条例の制定に当たり議会初日に配付した第3次人権教育啓発推進計画の委員会の中でも計画との整合を図りながら条例の審議を慎重に行った。併せて3月11日から3月31日の間にインターネット等でパブリックコメントにより意見を聴取したが意見は寄せられなかった。

質疑

○丸山孝博委員

委員会でいろいろ議論してきてその整合性ということでの条例制定ということですけども胎内市にとってなぜ今この時期にこの基本条例を制定しなければならなかったのか。背景等についてももう少し詳しく願う。

○田部総務課長

人権三法といわれる国の法律が平成28年4月、6月、12月に障がい者差別解消法、ヘイトスピーチの解消法と部落差別解消推進法のいわゆる人権三法といわれる法案が可決されている。併せて近年コロナの影響もあったがインターネット等における誹謗中傷等の社会情勢がかなり変化して多様化してきているということ。国においても先日侮辱罪ということで法制定されたところである。それと、SDG'sの目標のナンバー5のジェンダー平等など

さまざまな社会的情勢が人権に関する様々な差別とか誹謗中傷について、市としても解消するために積極的に推進していかなければならないということで今回の第3次計画の中の基本施策の部分の分類の中であるがそれを条例化した部分が多々ある。県内では、新潟県はまだ条例制定していないが、近隣の新発田市、上越市、魚沼市で条例制定されている状況も勘案し、この委員会でも条例制定に向けて計画と整合をとり制定に向けて最終的には市長にも判断を仰ぐということで検討していきましょうという意見等がありまして今回の条例制定に至った。

○丸山孝博委員

不当な差別的取扱い行為の禁止が第2条であります。これは、差別的取扱いの行為ということですけども条例制定の標題からすると人権基本条例ですからこの差別的取扱い行為の禁止よりも人権侵害の行為というあたりの表現の方がわかりやすいのではないかと思うのですが、この第2条についての人権問題についての考え方というのほどのように位置づけられているのか。

○田部総務課長

この第2条について不当な差別的行為の禁止という条文で、ここにはしてはならないと何人もということ規定がなされてる。これについて先ほど申し上げた人権三法とか、他市町村の人権条例等も参考研究させていただき禁止行為として明記するか。それともこれは市が相手方があって禁止行為を規定するという条文建てになっていますが、市がそのような人権差別を認めないという市が主語になる場合の規定がされている条文建ての条例の市町村もある。そのあたり委員会の中でも様々議論があり人権尊重であれば市が認めないという条文建てでもいいのではないかという意見もありました。逆に委員さんからは禁止事項として明文化した方が良いのではないか。その方が市民の皆さんにもわかりやすいのではないかということ。でも市がしてはならないということは少し高圧的な部分も感じられる方もいらっしゃるかもしれませんがそのあたり意見が分かれましたが最終的には市長にもこの条例について見ていただき第2条のこの条文内容になったということです。

○丸山孝博委員

条例のところに人権という言葉が入っているので差別というよりは人権の方が整合性はあるのかと感じている。第5条で事業者の役割とあるがこれは他の条例でもそうですけども市の責務とか市民の役割とか事業者の役割というのが条例で出てきますが、この事業者の役割という中には事業者というのもそうですけども団体という表現が必要なんじゃないかと思う。NPO法人とか町内会とか或いは非営利団体とかあるわけですがそういうところの表現についての議論は無かったのか。

○田部総務課長

この第5条事業者の役割についての条文規定ですがこれについて事業者という一般的なには民間企業、会社を指すイメージが強いというところではあるので丸山委員おっしゃるように条文の定義として事業者とはということで定義づけも必要だったのかと思いますけれども第4条市民の役割のところでは家庭、学校、職場ということで市民の役割の中に事業者の部分も一部含まれるということ。あとその事業者の役割ということでどのような事業活動を想定しているのかという部分については例えば就職差別、男女の賃金格差、各ハラスメントそういうものに配慮して良好な職場環境の保持に努めるという意味合いでこの条文建てにしたところで、事業者というところとイメージが会社ととられる部分が丸山委員の指摘もわかりますが第4条でその部分カバーしているということ。職場というところに入っていますので。職場というのは民間企業だけではなく様々な公共的団体も含むということに解釈できるのかなということでご理解いただければと思います。

○丸山孝博委員

団体ということについて逐条解説とかあれば一番いいのではないかなと思うんですけど。団体とかそういう協力があってこそ一層推進が図られるのではないかなということなんかも議論があったかどうかはわかりませんが、この条例の中で十分生かしていただきたいということだけお願いしておきます。

○田部総務課長

丸山委員のご指摘を踏まえてこの人権条例制定したということでホームページ等で掲載して、尚且つ各条文建てで逐条解説的な簡易的な条文解説などもホームページ等に掲載してお知らせしたい。

○八幡元弘委員

人権について、昨今よく叫ばれています。胎内市において相談等はどれくらいあるのか。あるとしたら内容はどのような系統が強いとか種類はどのようなのか。

○田部総務課長

人権啓発係で毎月弁護士無料法律相談で様々な悩みを抱えている市民の皆さんの相談を一人30分ですが専門の弁護士にお願いしている。市報で案内が出るとすぐ電話がかかってきて予約が満杯になる状況です。その中で多いのが離婚や財産の相続関係の相談が多いので人権課題とは少しニュアンスが違う部分もあると思いますが、そのほかの人権擁護委員さんの人権相談ということで中央公民館で行っている。それについて今資料データが手元になるので後ほどお答えしたいと思います。

○八幡元弘委員

弁護士や人権擁護委員、今回諮問でも出ていて再任しているのですけども。市に直接電話がかかってくる、市民が直接訴えに来ることは無いのか。

○田部総務課長

数は少ないが直接人権啓発係の窓口相談に来てプライバシーのために市民相談室で相談を受けたりはしている。年数件程度の相談が直接窓口に来られる方はいる状況です。

○八幡元弘委員

さっき丸山委員が言ったように事業者の役割というように会社を表に出しているという、ほかの団体と違う位置づけになっていると思うがそうすると胎内市に大きい会社もいろいろありますが、その辺のところから会社に対しての従業員の訴え自体も人権にかかわることがあると思うのですがその辺の吸い上げもするのか。

○田部総務課長

第7条で相談と救済ということで条文が規定されてますけれども会社でパワハラを受けた。セクハラを受けた。あと賃金格差で男性の昇進が早いなど諸々のことについて会社に言えない部分、人事担当や給与担当に言えない部分が民間企業でも社員によってはあるかもしれない。そういう相談があればこの相談や救済制度ということで充実を図っていくと条文建てしているのでそこら辺も含めて。まず相談を聴いて傾聴して内容を精査した上で会社といろいろな協議をすることも考えていかなければならないと考えている。

○八幡元弘委員

会社のところに行けなくて直接来る人もいるかもしれないが、会社と市の人権係などの担当者などで話合いを持つと胎内市の実態というか、他の市からきている従業員かもしれないがある程度そのようなところも把握できるのであればそういうことも一つの手かなと。全体を把握する上で解決どうこうではないでしょうけど。その辺の話し合いや会合なども予定しているのか。

○田部総務課長

ここには国、県及び関係団体等と書いてありますが、そこには八幡委員ご指摘の民間企業、

会社等の人権課題に関しても市が窓口になって相談を受付けてその会社とのやり取りをする。そのやり取りにあたってはその相談体制をどうあるべきかと。一時的な窓口は市にするけどもそれ以降の課題解決にむけた体制はこれからどうあるべきかを七社会などそのような会社の意見も参考にさせていただきながら決めていきたいと思う。

先ほどの八幡委員の人権擁護委員の相談件数ですけども令和3年度は2件ありまして近隣トラブルでこれも人権課題とはニュアンスが違うかという部分です。

○小野徳重委員

第8条の中で推進委員会の設置があるがこの中で当然委員会は市長の諮問を受けて審議、調査という形になっている。2号で相談及び救済に係る必要な措置の検討とある。今話のあった個人からこういった部分について人権侵害や差別にあっているのではないかと相談があった場合その委員会は随時相談があった時に集って調査審議する形なのか。

○田部総務課長

先ほど八幡委員の質問にもお答えしたとおり相談窓口はまず総務課人権啓発係ですがその後の救済とか相談を相手方にするかしないかという部分も含めて体制を協議する中でこの相談については委員会が開催する必要があるのかどうか市長も諮問を受けていることにもなっていますので市長にも判断をしていただいて委員会開催するかしないかの判断をしていきたいと考えている。いずれにしても相談体制ということで市、国、県、関係団体等、民間企業も含めて体制をどうあるべきかということもこの委員会の中で決めていきたいと考えている。

○小野徳重委員

9条で委員の構成があるが割合というか、4号の公募は何名を予定しているか。

○田部総務課長

10人以内をもって構成しということでして、公募の委員は2名を予定している。現在も2名いる。

○渡辺秀敏委員

「人権侵害があった場合に必要な措置を講ずる」と第7条にあるし、今ほどの第8条の2号でも「必要な措置の検討」ということで必要な措置とあるが、これはどうしても条文というのは具体的に一つ一つ列挙するのは難しいということで抽象的な形になっていると思う

が。必要な措置の中にどこまで入り込めるか。強制力というか。侵害している人に対してどこまで言えるのか。もちろん罰則等は難しいと思うがやめてもらうためにはどこまでを考えているのか。

○田部総務課長

他の自治体では罰則規定を設けて科料や行政処分を下している条例もある。県内の市の条例制定しているところでは罰則規定を設けているところはありませんけれども。例えばインターネットで誹謗中傷されるような事案が、毎週人権啓発係で水曜日にネットのモニタリングで人権侵害に当たるような書き込みがされていないかどうかをチェックしている。それを法務局に削除要請をする流れにしている。その中で専門的な用語になるが誹謗中傷した人を特定できた場合、諭す意味で説示したり最終的には氏名公表、会社公表というところまでやれるかどうか。これについて必要な措置ということになっていますのでどこまで市でやるのかどうかは、法務局と相談して様々な人権課題の罰則まで行かない必要な措置を法務局と相談しながら市で可能な範囲でやっていく考えで進めていきたい。

○渡辺秀敏委員

今現在人権擁護委員あるけども、重複するような部分もあるかと思うが、その辺の関係性は。

○田部総務課長

この推進委員会の中で第3号に該当する関係団体が推薦する者ということで人権擁護委員も1名この委員会に現在も参加してもらっている。人権擁護委員の構成団体ということで新発田地区に推薦依頼をしてそこから1名推薦してもらい参画している状況である。

○森田幸衛委員

今の続きですが、救済措置の関係で新発田、上越、魚沼のすでに条例を制定している市で実際人権侵害事案のようなものがあって、どのような方法で、どのような救済がなされたという事例は知っているか。

○田部総務課長

新発田市で条例の救済措置ということで人権侵害を受けた被害者と人権担当の職員が法務局に出向いて今後の対応について同席して話を聞きその後法務局から人権侵害をされた相手方に説示や指導、勧告、最終的には氏名公表、会社公表になっていくと思われるが、そ

のようなところを法務局で措置した事案が新発田市であった。

○八幡元弘委員

関係団体はどのようなものをイメージすればよいか。

○田部総務課長

人権三法ということで制定の経緯の中でも話したが学識経験者としては人権同和関係の専門教授である新大の先生や保育園の園長、人権擁護委員、小中学校の教職員、あと各種団体ということで県人権同和センターの代表、部落解放同盟の支部長、身体障がい者福祉協会の理事、市社会福祉協議会の職員、公募委員も含め 10 名で構成している。

○渡辺宏行委員

部落解放同盟に関わっている方から条例化してもらいたいと話があったが、実際これまで 5 年前にある程度法整備され上越市、新発田市は一生懸命なところだよ。だから早めに条例化したが、胎内市は 5 年間よその市町村の様子を見ながらやってきたのか。例えば、それを条例化することによって一つの印籠代わりになるということのある程度懸念してこのような状況になってきたのか。

○高橋副市長

委員の言うとおりに上越、新発田が先行しているが、様子見というよりは条例の必要性、こうだから必要だということの判断が一番大切だろうと考えていて、冒頭提案理由説明の中で総務課長からもあったとおり、現在人権三法もそうであるがそのほかにインターネットの関係や多様な人権を認めあうようなこと、それが近年そういうことが注目されているということから今回のタイミングとなった。決してそっちでやったからこっちは様子見てそれからやろうという考え方ではなく、この条例がなぜ今必要なのかという判断の中で条例制定を提案したところである。

○渡辺宏行委員

丸山委員の 2 条の関係、差別の扱いの関係、事業者という関係。その話を聞いた時、昔の部落差別でないけども解放同盟の走りの一つの中にあるのかと。例えば文言の 2 条が丸山委員の言ったとおり人権尊重となってくると団体とかいろいろな不特定になってくると思うがその辺をある程度注目しながら制定したのかと思ったけどその辺は話的内容的にはどうか。

○高橋副市長

2条のところで見てくださいとそこにも被差別部落というようなことで部落差別のことも当然の中には入っている。それに特化したものでないことはご理解いただいていると思うがそれがないというわけではないのでご理解いただきたい。

○渡辺栄六委員

第2条と第4条で触れているとおりにインターネット上での偏見や差別に触れているが学校でIT教育を進めていて、そういう中で人権教育を今後どのように進めて行くのか。この条例制定に必要性があって基本条例も進めて行くのか。

○丹後学校教育課長

学校現場での人権教育に関しては市教育委員会での第3次胎内市人権教育啓発推進計画にも記載していますが、今までも、これからも、授業の中でも、また教師に対しても人権に関する教育・研修を引き続き行うとともにその時代に応じた、この度侮辱に関する部分も法制定がありました。そういったものを盛り込みながら進めてまいりたいと考えている。

○渡辺栄六委員

GIGA スクールが始まってから1年くらい経つが実際にそういう差別や偏見で問題になるような事例があったか。

○丹後学校教育課長

今のところはそういったものは特に聞かれていない。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

以上で総務文教常任委員会を閉会する。

閉会（10:40）